「盛岡地区かわまちづくり懇談会」に関する傍聴規定

1.　盛岡地区かわまちづくり懇談会は公開とする。

2.　会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

3.　会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。

（1）傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。

（2）傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。

（3）一般傍聴人の定員は、会場の状況により座長が判断するものとする。

（4）次の事項に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

ア　危険な物を携帯している者

イ　張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者

ウ　酒気を帯びていると認められる者

エ　その他検討会の会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（5）傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

ア　検討会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。

イ　騒ぎ立てる等、検討会の会議を妨害しないこと。

ウ　鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。

エ　飲食又は喫煙をしないこと。

オ　他人の迷惑となる行為をしないこと。

カ　その他検討会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為はしないこと。

（6）傍聴人は、懇談会で非公開とする議題があったときは、座長の指示により速やかに退場しなければならない。

（7）傍聴人は、懇談会の傍聴にあたっては、座長及び事務局の指示に従わなければならない。

（8）座長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。